

弘前市会計年度任用職員（保健師）募集要項

国民健康保険保健事業に従事する会計年度任用職員を募集します。

1. 募集職種、業務内容及び採用予定人数

募集職種	業務内容	採用予定人数	採用予定日
会計年度任用職員 （保健師）	特定保健指導及び糖尿病性腎症重症化 予防に係る個別訪問指導など	1 人	採用決定後 要相談

※弘前市の公用車を運転し、個別訪問指導に従事していただきます。

2. 応募資格
- ・保健師の資格を有している方。
 - ・普通自動車運転免許を有している方。

3. 雇用期間 令和 4 年 3 月 31 日まで（任用開始日は、採用が決まり次第とします。）来年度以降
については業務が継続する場合、本人の勤務状況等により再度の任用の可能性あり。

4. 勤務場所、勤務時間等

配属先	勤務場所	勤務時間等
国保年金課	弘前市役所 （弘前市大字上白 銀町 1 番地 1）	休 日：土・日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3） ただし、業務の状況により休日も勤務日となる 可能性あり。 勤務時間：週 30 時間 交替制として、次の時間の組み合わせによる。 ① 始業：8 時 00 分 終業：14 時 45 分 ② 始業：9 時 00 分 終業：15 時 45 分 休憩時間：45 分

5. 休暇 (1) 年次有給休暇：任用期間が 6 か月を超える場合、10 日を付与。

(2) その他の休暇（取得条件あり）

有給（公民権行使のための休暇、結婚休暇、夏季休暇、忌引休暇、現住居滅失等による休暇、災害等出勤困難による休暇、災害時退勤途上危険回避による休暇、生理休暇、妊娠中等定期健診のための休暇、証人・鑑定人・参考人等としての出頭による休暇）

無給（療養休暇、病気休暇、骨髄等ドナー休暇、産前休暇、産後休暇、育児時間、子の看護休暇、短期介護休暇、妊産疾病休暇、介護休暇、介護時間）

6. 報酬等

- (1) 報酬 月額 155,380 円 ～ 月額 164,593 円

※報酬の額は、保健師としての職務経験を考慮し決定。

※再度の任用時に報酬が加算となる可能性あり（上限あり）。

- (2) 通勤手当 通勤方法と距離に応じて支給（片道 2km 以上の場合に支給。交通機関利用の場合は定額（1 か月あたり月額 55,000 円以内）、交通用具利用の場合は距離に応じて 31,600 円以内。）。

- (3) 期末手当 6 月と 12 月に 1.0 月分を上限に支給（年 2.0 月分を上限に支給）

- (4) 給与締切日 月末締め
(5) 給与支払日 当月 21 日

7. 社会保険等 社会保険（協会けんぽ、厚生年金）及び雇用保険に加入。

8. 応募方法 次の書類を全て、国保年金課へ持参または郵送により提出してください。
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り郵送によりご提出いただきますようご協力をお願いします。

- (1) 履歴書 市販の履歴書に必要事項（氏名、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、免許・資格、志望動機等）を記入し、顔写真を添付してください。
(2) 保健師免許証の写し
(3) 普通自動車運転免許証の写し

9. 申込先 〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町 1 番地 1
弘前市国保年金課 国保健康事業係

10. 受付期間 随時受け付け。
※履歴書の提出があり次第受付とします。郵送による場合は、郵送用封筒の表に「会計年度任用職員（保健師・国保年金課）選考申込」と朱書きしてください。
なお、随時募集としているため、履歴書の提出があっても、採用者が決まっている場合があります。

11. 選考方法 面接を実施し、採用者を決定します。詳細は、該当者に別途連絡します。

12. 服務 任用時に、地方公務員法第 31 条の規定に基づき、服務の宣誓を行っていただきます。また、任用期間中は、以下の義務を負うこととなり、違反した場合は、常勤職員と同様「懲戒処分」の対象となります。

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条）
(2) 信用失墜行為の禁止（同法第 33 条）
(3) 秘密を守る義務（同法第 34 条）
(4) 職務に専念する義務（同法第 35 条）
(5) 政治的行為の制限（同法第 36 条）
(6) 争議行為等の禁止（同法第 37 条）

13. その他 (1) 地方公務員法第16条の欠格事項（次のアからウ）に該当する方は申し込みできません。
ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 弘前市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
(2) 営利企業の従事（兼業）については、一律に禁止するものではありませんが、内容によっては制限がありますので、事前にご確認ください。

14. 問合せ先 雇用条件について：人事課人事研修係（電話 0172-35-1119）
業務内容について：国保年金課国保健康事業係（電話 0172-35-1116）